# I 本会の特別栽培農産物の生産者・生産組織認定要項

# 1 申請の受付期間

申請の受付期間は3月1日~4月30日です。実地検査後にほ場の追加がある場合は、追加検査をしますので追加検査手数料(別表2)を請求します。

## 2 認定講習会の受講

特別栽培★★★の申請を予定している栽培責任者は事前に認証センターが行う有機農産物の生産行程管理者認定講習会を受講してください。★★及び★の申請者も受講をすることを勧めます。

# 3 申請書の提出

- (1) 申請書 (認定の基礎になりますので正確に記入して下さい。)
  - 1)特別栽培農産物生産者認定申請書(様式 特1)
  - 2) 特別栽培申請ほ場一覧 (様式 特2)

# (2) 添付書類

- 1) 自宅又は事業所までの案内図(様式 S-2)
- 2) 生産ほ場配置図(様式 S-3利用)
- 3) 農機具及び収穫・調製・保管・出荷施設の一覧(様式 S-4)
- 4) 特別栽培の年間管理計画(様式 特3)
- 5) 特別栽培管理記録(様式 特4)…申請時は昨年の収穫以降3月末まで、検査時に検査直前まで、次年度に収穫出荷までの記録を提出下さい。
- 6) 航空防除実施作業地図(空中散布実施地域)(様式 S-8)
- 7) 特別栽培出荷実績報告書(様式 特5)…2年目以降、前年度分を提出
- 8) 品種別出荷台帳(様式 特6・7)…2年目以降、前年度分を提出
- 9) 特別栽培農産物生産者認定契約書
- 10) 栽培管理基準、作業マニュアル(有機農産物に準ずる)の作成を勧めます。

# (3) 手数料について

別表 1 特別栽培生産者 参照

※有機農産物の生産行程管理者が並行して申請する場合

手数料より認定申請料と共通経費を除き、判定料と実地検査料を徴収します。

実地検査料について、有機と特裁の算出基準が異なります。申請は場一覧は別々に提出してください。

### 4 申請書類の受理と書類審査

認定申請書の受理は書類の不備等のチェックを経て正式に受理します。申請者から提出された申請書は認定事務局員、判定員(検査員)によって提出すべき書類に漏れがないかどうか確認を行います。不備があった場合は書類確認票に記入して連絡します。連絡があった場合は速やかに対応して下さい。

1ヶ月以上過ぎた場合は申請を受理しかねることがあります。

# 5 実地検査の実施

書類受理、手数料納付後、適切にほ場が管理されているか評価するため、実地検査を行います。

# ・検査の時期

事前に認証センターが委嘱している検査員から検査日の調整の連絡があり、検査日を決定します。検査日が決まりましたら、認証センターから実地検査計画書を送付します。

※有機農産物の生産行程管理者が並行して申請する場合

原則として、有機農産物の実地検査と一緒に行います。

# 6 判定と認定書の送付

実地検査終了後、判定会を開きその後判定結果を通知し、認定書を送付します。

# 5 看板の作成と設置

認定を受けたほ場、施設については、そのほ場、施設に認定の内容を表示することになっています。申請したほ場には年間を通して以下の看板を立て、他のほ場から化学肥料及び農薬が飛散し、又は流入しないように努めて下さい。

看板はほ場ごとに立てて下さい。ほ場がまとまっている場合でも他人が見た場合、ほ場毎に看板がないとどこまで該当するかがわからなくなりますので必ず立てて下さい。

農水省ガイドラインにもとづく 特別栽培農産物の生産ほ場							
ほ場番号		面積	a				
認定番号		栽培責任者					
栽培責任者住所							
確認団体:一些社団法人 早間総作研究訴認証センター							

|確認団体: 一般社団法人 民間稲作研究所認証センター

住 所: 栃木県河内郡上三川町鞘堂72

このほ場は農薬及び化学合成資材を使用しないほ場、

若しくは一部のみ使用しているほ場です。

農薬の飛散や水質の汚濁には充分ご注意下さい。

# Ⅱ 本会の特別栽培農産物の生産者認定の要件

1. 生産に係わるほ場

本会の定める特別栽培農産物の生産の原則と認定要件(以下「特裁別表」という)に適合していること。

- 2. 種苗および資材の入手、肥培管理及び病害虫・雑草防除等生産の方法 本会の特裁別表で定める生産方法の基準を満たしていること。
- 3. 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装

本会の特裁別表で定める同項の基準を満たしているとともに、それらに係わる施設が、特別栽培農産物以外の農産物と混合しないような広さ、明るさ及び構造であり適切に清掃されていること。

## 4. 内部規程

次に掲げる事項に関する規程を定めて、これを適切に実施することができること。

- (1)種苗および資材の入手、肥培管理及び病害虫・雑草防除、生産に使用する機械・器具、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等の作業および出荷に関する管理方針を定め、実施すること。
- (2)(1)の管理方針に基づく実施及びその管理記録(以下「栽培管理記録」という。)の作成並びに根拠書類は出荷の日から3年以上保存すること。
- (3) 実地検査時と翌年3月から4月に当該年度の栽培管理記録と出荷実績報告が提出すること。
- (4)やむを得ない事由により認定を申請したほ場が、本会の定めるほ場の条件に適合しなくなった場合は本会に報告を行うこと。
- (5) 栽培管理の一部を外部に委託する場合は契約書の作成及び保持を行うこと。
- (6) 出荷販売するときは特別農産物の栽培管理記録に基づいて表示を行うこと。
- (7)表示の方法および名称の表示が本会の定める方法で適切に行われていること。
- (8) 不合格品の処分及び表示の管理が適切に実施されていること。
- (9) 検査結果、不合格品の処分及び表示の管理に関する記録の作成と1年以上の保存を行うこと。
- (10)本会による実地検査を受け、その結果に基づき是正処置をとること。
- (11)特別栽培★ (農林水産省ガイドライン準拠)を申請するときは当該地域、申請農産物の 慣行栽培歴を確認すること。
- 5. 環境問題ならびに食と健康問題に関心を持ち、その改善のために努力している生産組織又は個人であること。

# 定 義

栽培責任者	ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
確認責任者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培
	責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。
精米責任者	とう精施設において原料である玄米をとう精する者をいう。
精米確認者	とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、
	精米責任者によるとう精について必要に応じ指導を行うものをいう。

# 本会の定める特別栽培農産物の生産の原則と認定要件『ネオニコフリー認定』

(参考 農林水産省ガイドライン)

## 認証センターの定める生産の方法の基準

1 認証センターの認定する農産物は農林水産省の定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」第1で示す農産物で不特定多数の消費者に販売されるものに適用する。

## 2 生産の原則

生

産の原

則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された農薬の使用をできる限り避け、化学肥料の使用を出来るだけ削減することを基本として、土壌の性質および土壌微生物を始めとした多様な生物に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。特にネオニコチノイド系など長期残効性のある農薬は使用しないこととする。

#### 3 認定の範囲

農林水産省ガイドラインの示す特別栽培農産物のうち、以下の要件を満たす栽培方法により生産された農産物を認定の対象とする。

# (1) 特別栽培★★★

農薬・化学肥料不使用

前作の収穫後から当該農産物の収穫・調製までの期間、化学合成農薬及び化学肥料を使用しない 農産物

# (2) 特別栽培★★

化学肥料不使用、及び除草剤3成分を1ないし2 回散布

前作の収穫後から当該農産物の収穫・調製までの期間、化学肥料を使用せず、化学合成農薬のうち除草剤(3成分以下でダイオキシン及び環境ホルモンなど環境への影響の大きな化学物質を含まない)の使用が2回以下である農産物。

## (3) 特別栽培★

化学肥料:窒素成分量は栽培する地域の慣行栽培の5割以下であること。

化学合成農薬:毒性は普通物であって、栽培する

# 農林水産省ガイドライン

第1 このガイドラインは農産物〔野菜 及び果実(加工したものを除く)並びに 穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものを いう〕であって、不特定多数の消費者に 販売されるものに適用するものとする。

#### 第2 生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

#### 第3 定義

特別栽培農産物とは第2の生産の原則 に基づくとともに次の1及び2の要件 を満たす栽培方法により生産された農 産物をいう。

- 1 当該農産物の生産過程等における化 学合成農薬の使用回数が、当該農産物の 栽培地が属する地域の同作期において 当該農産物について慣行的に行なわれ ている使用回数(土壌消毒剤、除草剤等 の使用回数を含む)の5割以下であること。
- 2 当該農産物の生産過程等において 使用される化学肥料の窒素成分量が、当 該農産物の栽培地が属する地域の同作 期において当該農産物について慣行的 に使用される化学肥料の窒素成分量の 5割以下であること。

地域の慣行栽培の使用成分回数の5割以下である こと。除草剤散布2回以内。土壌消毒剤は不使用 とする。

前作の収穫後から当該農産物の収穫・調製までの期間、化学合成農薬のうち殺虫剤はネオニコチノイド系など残留期間が長い農薬が含まれる箱施用剤、野菜種子不使用。除草剤(3成分以下でダイオキシン及び環境ホルモンなど環境への影響の大きな化学物質を含まない)の使用が2回以内である農産物。

#### 認証センターの定める生産の方法の基準 ガイドライン 1 農薬の飛散、流入を避けることに留意することを踏まえ、緩衝地帯 1 特別栽培農産 を設定しなくてよいものとする。 物を生産する一 2 空散地域にあっては、空散の除外手続きをとり、実施者に通告し標 定区画のほ場は、 生 識旗等で飛散を防止する。さらに特別栽培★★★及び★★では、 他のほ場と明瞭 空散するほ場との間に有人ヘリ30m以上、ラジコン10m以上 に区別すること 産 が可能であって、 の緩衝地帯を確保すること。 ほ 場 3 用排水口が分離されていない水田にあっては慣行水田の排水路に かつ、確認責任者 接続する水田部分に1m以上幅、10m以上の畦畔及びあぜシート による栽培の管 $\mathcal{D}$ で囲ったビオトープを設け、使用禁止肥料・農薬等の流入を避ける 理方法の調査等 設 こと。 が随時可能な場 定 生 条 所に設定するも 産 件 のとする。 $\mathcal{O}$ 方 4 表示看板を設置するものとする。 2表示看板を設 法 置する。 に 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用そ 規定なし 0 の他の当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機 VI 能を活用した方法によって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持 て ほ 増進が図られていること(当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生 $\mathcal{O}$ 育する生物の機能を活用した方法のみによっては十壌の性質に由来す 場 基 る農地の生産力の維持増進を図ることができない場合、特別栽培★★★ に 進 及び★★にあっては有機農産物の日本農林規格別表1に掲げる肥料及 お び土壌改良資材を使用することとし、特別栽培★はこの限りではないも け のとする。) る 肥 肥培管理には次の方法が望ましい。 培 1 コメヌカおよびモミガラ、オカラ、くずダイズ等を使用して発酵さ 管 せた有機質肥料 2 入手先および内容が特定できる残飯コンポスト 玾 3 市販の有機質肥料 4 わら・モミガラ・落葉等を踏込んだ家畜の完熟堆厩肥 (ただし10アールあたり2トン以下の投入が望ましい)

		1 使用が望ましい種子	規定なし		
		(1)有機栽培又は特別栽培ほ場で採取された種子			
		(2)慣行農法で栽培された種子消毒をしていない種子			
		(3) 育苗に失敗するなどで入手困難になった場合は農薬等を粉衣させ			
	種	た種子でも良い。			
	子	(4)特別栽培★に使用する種子については種子消毒していない種子の			
	及	使用が望ましいが、この限りではない			
11.	び	2 次の種子は認めない			
生	苗	(1)ほ場で持続的効果を示す農薬等を粉衣させた種子			
産の		(2)遺伝子組み換え品種			
		3 苗			
方		特別栽培★★★に使用する苗は、有機農産物JAS法に定める肥料を			
法に		用いて育苗し、農薬を使用しない苗			
2	ほ	1 水田の雑草対策は次に示す方法が望ましい。	1農薬不使用は		
l V	場	(1) 深水管理、2回トロトロ代かき法、緑肥すきこみ、コメヌカ投入	生産過程等で農		
7	で	法などの耕種的防除法	薬を使用してい		
0	$\mathcal{O}$	(2) 手取り除草、除草機など機械的防除法	ないこと。		
基	雑	(3) アイガモ、カブトエビ等魚類動物による生物的防除法	2 特別栽培農産		
準	草	(4) その他耕種的、生物的、機械的防除法	物は化学合成農		
-	及	2 除草剤散布の場合	薬の使用回数が		
	び	ダイオキシン・環境ホルモン等を含まない除草剤とする。	慣行栽培の5割		
	病	(3 成分以下)	以下であること。		
	害	3 病害虫を極力発生させないことを基本とし、特別栽培★★★及び★			
	虫	★では次の方法による防除が望ましい。			
	0	(1)温湯浸法による種子消毒 (米)			
	防	(2)その他耕種的、生物的防除および動植物抽出液等による防除			
	除	(3)有機農産物の日本農林規格別表2に掲げる農薬による防除			
		1 同一農場内で慣行農法が行われている場合は、収穫、もみ摺り、精	規定なし		
		米、包装、貯蔵の各段階で特別栽培農産物以外の農産物が混入しな			
輸送		いよう清掃を徹底し、明確に区分して管理すること。			
選	認別	2 もみ貯蔵または低温貯蔵で発生を防止することを基本に害虫防除			
調	製	のための燻蒸は行わない。			
貯	²蔵	3 病害虫防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照			
包	l装	射が行われていないこと。			
		4 特別栽培農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染さ			
		れないように管理されていること。			

# Ⅲ 食品表示法に基づく玄米、精米の品質表示

名	称	うるち精米				
		産地	品	種	産	年
原料	∤玄米	単一原料米				
		○○県 ○○ヒカリ ○○年度				
内:	容 量	○○kg				
精米	年月日	00. 00. 00				
<ul><li>販売者</li><li>一○○米穀株式会社</li><li>一○県○○市○○町○○</li><li>電話○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li></ul>						0 0

# 名称

玄米=「玄米」

精米=「もち精米」「うるち精米」「精米」のいずれか ※特別栽培という併記はしない。

「特別栽培米」の表示はらん外に記入。

# 産地・品種・産年

品質検査を受けないと表示できない。

玄米の場合は、精米年月日の「精米」を消して調製年 月日に改めて記入する。

# 認証センターが定める表示



農林水産省登録認定機関 民稲研認証センター

特別栽培農産物 ★★★

前作の収穫から当農産物の収穫までの間、化学合成 農薬不使用、化学肥料不使用



農林水産省登録認定機関 民稲研認証センター 特別栽培農産物 ★★

前作の収穫から当農産物の収穫までの間、除草剤

)使用、化学肥料不使用



農林水産省登録認定機関 民稲研認証センター 特別栽培農産物 ★

前作の収穫から当農産物の収穫までの間、窒素の含む 化学肥料、化学合成農薬の使用は慣行栽培の5割以下

除草剤()使用

# 農林水産省新ガイドラインによる表示

栽培責任者 〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇町△△

確認責任者 (検査員名)

確 認 団 体 (例:民稲研認証センター)

住 所 (例:栃木県河内郡上三川町鞘堂 72)

連 絡 先 (例:TEL0285-53-1198)

(精米確認者 氏名・住所・連絡先)

# 生産組織の場合

確認団体が確認責任者となり、生産組織名・ 住所・連絡先を記載する。

# 精米出荷の場合

末尾に精米確認者の氏名・住所・連絡先を記載する。

栽培責任者が精米したときは「栽培責任者が 精米」と記入する。

上記の例は、特別栽培米の表示であって、野菜その他の作物の表示は別に定められている。 認証センターに作成を依頼したときは1枚10円(1シート8枚入)です。